

会議の名称	(番号) 0-00	第16回墨田区景観審議会		
開催日時	平成29年10月30日(月) 15時30分から17時00分まで			
開催場所	墨田区役所8階 82会議室			
出席者数	委員6人(欠席3人) 加藤仁美 村山顕人 笠井 孝 岡本郁雄 岸 成行 田中芳文			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	5人	
議事事項	(1) 会長・副会長の互選について			
配付資料	(郵送済み) 次第 資料1 墨田区景観審議会委員名簿 資料2 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況 資料3 景観アドバイザー協議事例(平成28年度) 資料4 吾妻橋一丁目における工作物の維持工事について (参考資料) 1. 墨田区景観計画 2. 参考図書(景観法、景観法施行令、墨田区景観条例、墨田区景観規則)			
会議概要	1 開会 2 委員紹介 3 議事事項 (1) 会長・副会長の互選について 4 報告事項 (1) 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について (2) 吾妻橋一丁目における工作物の維持工事について 5 その他 6 閉会			

所 管 課	都市計画部 都市計画課 景観まちづくり担当 電話 03 (5608) 6266 FAX 03 (5608) 6409
-------	---

第16回 墨田区景観審議会

平成29年10月30日（月）午後3時30分～

<武井課長（都市計画課長）>

それでは、第16回墨田区景観審議会を開催したいと思います。

私、都市計画課長の武井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後初めての景観審議会ということになりますので、会長の選出までは、事務局より進行をさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、都市計画部長のほうからご挨拶申し上げます。

<渡辺部長（都市計画部長）>

改めまして、皆様、こんにちは。

墨田区の都市計画部長の渡辺でございます。本景観審議会の事務局を務める立場でございます。

本日はお忙しい中、墨田区の景観審議会にご出席いただきありがとうございます。

また、今回改選後初めての審議会ということでございます。2年間の任期ということで、継続されている委員の皆様が多くいらっしゃると思いますが、新たな委員さんもいらっしゃると思います。

また、事務局を務めております私、都市計画部長の渡辺と、都市計画課長の武井も、4月の人事異動でかわっており、今年度最初の審議会にて初の運営ということで、不手際のないように努めたいと思っております。

皆様につきましては、改選ということで、本来であれば、私どもの山本区長のほうから、直接皆様に委嘱状をお渡しするところではございますが、今決算特別委員会中のため公務の都合上かなわず、申しわけあり

ませんが、皆様のお手元に配付をさせていただきました。

今日、円滑な審議をさせていただければというふうに思っておりますので、本日は、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

<武井課長（都市計画課長）>

ありがとうございます。

それでは、まずお手元の資料を確認させていただければと思います。

クリップ留めをしたもの、それともう一つガチャックでとめたもの、大きく2つございます。

それでは、左のクリップでとめているものですが、1枚目がこの審議会の次第、そして2枚目が資料1としまして、墨田区景観審議会の委員名簿、それから資料2としまして、墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況でございます。

3つ目の左肩ホチキス留めの資料3は、景観アドバイザー協議事例となっています。

そして、最後の資料4は、少し厚めでインデックスのついているものでございます。

本日の資料は以上ですが、過不足ございませんでしょうか、お手元にありますでしょうか。

それでは、資料の確認ができましたので、まず出席委員の報告をさせていただきます。

本日の委員皆様の出席状況ですが、出席者が6名、欠席者が3名ということになっております。

欠席のご連絡を篠崎委員、大嶋委員、寺沢委員のほうからいただいております。以上、過半数の委員さんにご出席されているということになりますので、本審議会は成立しております。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。

資料1の委員名簿をご覧ください。

平成29年5月31日の任期満了に伴い、委員の改正がございましたので委員のご紹介をさせていただきます。

委員の方は、その場で軽く会釈をいただければと思います。

加藤仁美先生。

<加藤委員>

加藤でございます。よろしくお願いいたします。

<武井課長（都市計画課長）>

篠崎道彦先生につきましては、本日欠席のご連絡をいただいているところです。

村山顕人先生でございます。

<村山委員>

村山です。よろしくお願いいたします。

<武井課長（都市計画課長）>

続きまして、笠井孝さんでございます。

<笠井委員>

笠井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

<武井課長（都市計画課長）>

続きまして、岡本郁雄さんでございます。

<岡本委員>

岡本です。よろしくお願いいたします。

<武井課長（都市計画課長）>

続きまして、区民さんのほうに移りますけれども、本日大嶋龍男さんはご欠席の連絡をいただいているところです。

岸成行さん。

<岸委員>

岸でございます。よろしくお願いいたします。

<武井課長（都市計画課長）>

続きまして、田中芳文さんです。

<田中委員>

田中です。よろしくお願いいたします。

<武井課長（都市計画課長）>

寺沢智博さんにつきましては、本日欠席のご連絡をいただいておりますので、以上でございます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の1つ目の「会長、副会長の互選」に移りたいと思います。

墨田区景観規則の41条によりまして、会長、副会長は委員の互選ということで定めることになっております。

どなたか立候補、あるいはご推薦があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、事務局案として、会長に加藤委員、副会長に篠崎委員をご推薦したいと考えております。いかがでしょうか。（拍手）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長に加藤委員、副会長に篠崎委員ということで決定させていただきたいと思います。

それでは、加藤会長に会長席へご移動していただいて、ご挨拶をいただければと思います。

<加藤会長>

皆さん、こんにちは。

ぎりぎりに部屋に飛び込みまして、大変失礼いたしました。

私は、東海大学のほうで都市計画や建築を教えております加藤と申します。

この審議会、会長として2期目になるようでございます。

実は他の自治体でも、景観審議会の委員

をやっておりますが、墨田区の景観審議会は、特に景観アドバイザーの方が大変ご活躍になりまして、非常にいい形で町並みが整っているように思っております。これほど景観でまちが変わるということを初めてこの墨田区で実感したところでございます。

それでは、今日の議論がどうなりますかということですが、どうぞよろしくお願いいたします。

＜武井課長（都市計画課長）＞

ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行は加藤会長にお願いしたいと思っております。

＜加藤会長＞

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

初めに、議事の説明者のご承認を諮りたいというふうに思います。

説明者といたしまして、渡辺都市計画部長。

＜渡辺部長（都市計画部長）＞

渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

＜加藤会長＞

それから、武井都市計画課長。

＜武井課長（都市計画課長）＞

武井でございます。

＜加藤会長＞

それから、田口景観まちづくり担当係長。

＜田口係長（景観まちづくり担当係長）＞

田口です。よろしくお願いいたします。

＜加藤会長＞

ということですが、ご承認いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

＜加藤会長＞

ありがとうございます。

それでは、ご承認いただきましたということで、早速議事に入りたいと思います。

報告事項が2つございます。

次第のほうにございますが、1つ目は墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況についてです。

それでは、ご説明のほうをお願いいたします。

＜田口係長（景観まちづくり担当係長）＞

それでは、墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について、説明したいと思います。

お手元の資料の資料2をごらんください。

こちらは、事前協議・届出状況の年間の届出件数を一覧にあらわしたものでございます。

まず、（1）は建築物でございます。

事前協議の対象と届出の対象についてこちらに定義が書いてございますが、事前協議は、高さ15m以上かつ延べ面積3,000㎡以上の比較的大きな建物を事前協議対象としております。

事前協議対象となるものは、景観アドバイザーに一度協議をいただくということになっております。

それより小さい規模、届出対象になりますが、高さ15m以上、または延べ面積500㎡以上のものが対象になります。

こちら、下の表に平成21年から28年までの届出件数の経緯、数字の変遷を示しております。平成28年度はこれまでで一番多く、168件の届出件数がございました。

括弧の中は、そのうち事前協議の件数として、比較的大きかった規模の建物でございます。

続きまして、(2)の工作物のほうに移ります。

事前協議対象は、地盤面の高さから15m以上のもの、これは届出対象も同じ規模で定義しております。平成28年度については、水神大橋の塗りかえ、銀行の袖看板といった2件の届出がございました。

続きまして、(3)ですが、開発行為に該当するものでございます。

これも事前協議・届出対象、同じ規模でございまして、開発面積が500㎡以上のものが届出、事前協議の対象になってございます。

平成28年は届出が4件ございまして、その内容としては、1,000㎡以上の敷地の宅地分譲、60平米区画割で進めるような宅地分譲の件数が多くを占めておりました。

続きまして、裏面をごらんください。

こちらは、景観アドバイザーの年間協議日数でございます。

景観アドバイザーは、先ほどご説明したとおり、事前協議の対象になる物件で協議を行っていただくというものでございます。

「延べ日数」という表現で表現しておりますが、平成28年度は、26日分アドバイザーの協議を実施させていただきました。

アドバイザーは2名おりますので、その2名分の延べ日数でございます。

以上が資料2の説明でございました。

続きまして、資料3をごらんください。

こちらが景観アドバイザーの事前協議の事例を資料としてまとめたものでございます。

本日は、公共施設1件と民間の施設1件、どのような協議があったかということをご紹介します。

まず、資料3の1ページ目ですが、こちらは公共施設の事例で、東墨田二丁目にあります社会福祉会館の外壁の塗りかえの概要でございます。

建物概要はこちらに書いてあるとおりでして、協議の内容として既存建物の色彩や改修前の写真がございまして、R P系、つまり紫のような既存の色でございました。

この外壁改修に伴いまして、色彩を変更するということで、彩度を落としたY R系の塗りかえを担当部署である営繕課が計画しておりました。

色は基本色でおさまっておりましたが、アドバイザーの協議を行ったところ、やや色彩のコントラストが強いのではないかという意見がございました。

言葉ですと少しわかりづらいので、こちらのスクリーンのほうでご説明したいと思います。

こちらが塗りかえ前の色でございまして、担当部署の営繕課では、こちらの2色で外壁を塗りかえたいというアドバイザーへの相談がございました。

これに対して、少しこの2つの色のコントラストが少々強いということで、アドバイザーからこの2つの組み合わせで塗ったらどうかというご意見があり、その通り塗替えをしたところでございます。

お手元の資料にお戻りください。

資料の2ページ目ですが、上が改修前、下が改修後の色彩で塗りかえた様子でございます。

もう1枚ページをめくっていただくと、西側の違う面での色彩の計画をしめております。

こちらが公共施設の改修のアドバイザー

協議の事例でございました。

続きまして、お手元の資料3の4ページ目をごらんください。

こちらは民間の建築物の事例でございまして、東墨田アリーナTOKYOというパチンコ店の塗りかえでございます。

建物の概要としては、こちらに書いてあるとおりの比較的大きな規模となっております。

こちらの協議の概要でございますが、届出者様が希望する色彩は、基本色でおさまっております。

ただ、非常に面積が大きく、占めている色彩が明る過ぎるというところをご指摘としてありまして、明度を落とすことや色相の組み合わせをそろえて、統一感を出すことがよろしいのではないかとアドバイザーの意見がございました。

こちらと同じように、スクリーンで映しているとおりの複数の色を使用し過ぎているのではという、端的にそういったご指摘でございます。

それを同じYR系で整えるというアドバイスをいただきました。

こちらが塗りかえ前で、塗りかえた後はこういった具合に白いイメージになっております。

また、お手元の資料にお戻りください。

5ページ目が西側の改修前、改修後の写真でございます。

次のページが東側の改修前、改修後の写真でございます。

私のほうからは、以上で事前協議・届出状況についての説明になります。

<加藤会長>

ありがとうございました。

では、ただいまのご報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

建築士の方がご提案された色彩、これは景観計画のルールの中に入っていたけれども、景観アドバイザーのアドバイスでまたさらに変わったという、変更されたという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

<田口係長（景観まちづくり担当係長）>

そのとおりでございます。

<加藤会長>

ですから、基準にさえ合っていれば構わないということではないことがよくわかりますね。

何かほかにございませんでしょうか。

それでは、次に2つ目のご報告をお願いしたいと思います。

吾妻橋一丁目における工作物の維持工事についてでございます。

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

<武井課長（都市計画課長）>

それでは、私のほうからご説明申し上げます。

お手元の資料4でご説明申し上げます。

今回ご報告いたしますのは、アサヒグループホールディングス株式会社様の本社隣にございますスーパードライホール上部に設置されておりますオブジェでございます。

このオブジェですが、新聞等でごらんになった方もいらっしゃると思いますが、経年劣化で色あせたということから、竣工当初の色彩に塗り直す計画でございます。

墨田区の景観条例の届出対象には該当しませんが、隅田川沿川の景観を考える上で、形状、色彩ともに独自性、視認性

が高いことから、今回審議会委員の皆様に状況を報告する次第でございます。

それでは、1枚おめくりください。概要が出てございます。

もう1枚めくると写真が出てございまして、ちょうど金色に見えるこのオブジェの件でございます。

それでは、1枚目でございますけれども、所在地としまして、吾妻橋一丁目23番1号、工作物の高さが13.85mございまして、地盤面の高さからは46.57mでございます。工作物の長さとしては、42mでございます。

竣工が1989年、2005年に一度塗り直しをしてございます。

この工作物のデザインですが、フィリップ・スタルクさんというフランスのデザイナーさんの作品になります。

色彩については、2.5Y7.5/11という近似値としてあらわしました。

工期としましては、今年の12月の下旬に完了を予定しているところです。

下のほうに米印で区域区分をご紹介させていただきましたが、墨田区の景観計画の中では、特定区域の水と緑の景観軸、隅田川・荒川軸に位置づけられているところでございます。

先ほどご紹介しましたけれども、2ページのほうに外観の写真が載っております。炎のオブジェの塗り直しの件でございます。

この件につきましては、墨田区の景観アドバイザーお二人から事前にご意見をいただいております。

まず、吉田先生のほうからいただいたご意見、4点ほどございました。

まず、1点目ですけれども、塗り直す色は彩度が高く、強過ぎる感じであるという

こと。

2点目としては、本物の金の素材色に近づくように、彩度を抑えて、メタリック感を出したほうが景観的な質も向上すること。

3つ目としまして、色をどのように考えるべきか、景観審議会で議論したらどうかということ。

4つ目としまして、社寺など、歴史的なものと比べて、築28年で地域になじんだと言い切れるかどうかなどのご意見をいただいております。

一方、村上先生のほうからは、少し対極的なご意見を頂戴しています。

3点ございまして、1点目、色あせた状態をもとの色に修復することは問題ないのではないかということ。

2点としましては、このオブジェは、周辺建物との関係では、なじんでいると考えられるということ。

3点目としましては、アート作品などの著作物を景観計画の色彩基準で誘導するのは、無理があると思うということ。

こういったご意見をいただいております。

それでは、資料4に戻りまして、3つ貼られているインデックスのうち、最初の「計画(案)」というところをお開きいただけますでしょうか。

今回、プリンターの関係で全く同じ色は出せておりませんが、右下に記載されてる2.5Y7.5/11という色で塗った場合の絵をご用意しました。

その次のページに立面図が4面ほどついております。それぞれの西、南、東、北から見る雰囲気わかるように、立面図をつけさせていただきました。

それから、参考1にまた色が違ったもの

の絵をつけてございます。

こちらは、吉田先生からご指摘をいただいているご意見を踏まえまして、本物の金の素材に近づくよう、彩度を抑え、メタリック感を出した場合の図面です。

これもプリンターの関係で、こちらの映像を見ていただいたほうがわかりやすいかと思えます。

それから、参考2の資料にてもう1色出てきます。これはアドバイザーからいただいた、彩度を抑えたほうがいいというご意見を参考に、彩度を6に落とした場合の図面です。

図面については以上ですが、先ほどご紹介させていただいた景観アドバイザーのご意見をアサヒ様のほうにご報告し、その内容についてご検討いただいております。

アサヒ株式会社様のご回答としましては、まず、1つ目としまして、著作者への照会、相談をした結果、竣工当初と同じ色で進めほしいと要望があったということ。

2つ目、人間の目で金色として視認されることを前提に色彩を決めておりますので、彩度を落とすと、数値的には金色に近くなりますが、大きな立体であり、特に日照不足や夜間等、光の加減で茶色に近い印象を視認上与えることは避けたいということです。

こういった理由のもと、当初の計画どおり、竣工当初の色彩に塗り直す計画で進めたいとのご回答をいただいております。

3ページにアサヒ株式会社様からご提出いただいた、今回の塗り直し計画に対する理由書を添付させていただきました。

そこで、こうしたこれまでのアドバイザーのご意見、それからアサヒ株式会社様の

ご意見等を踏まえて、区としては次のように考えたいと思っています。

まず1つ目、著作者の管理のもと、竣工当初と同色で復元するものであることから、色彩の変更に該当しない。

2つ目、多くの観光客が既存の色彩で認識をしていると考えられる。

3つ目、オブジェの撤去に関する陳情というのが平成28年第1回定例議会に出された経緯がありますが、墨田区的全議員が撤去反対ということで不採択になりました。

これら踏まえると、地域になじんだ工作物ということが言えると思われま

す。4つ目は、平成8年には、リバーピア吾妻橋周辺地区が都市景観大賞「都市景観100選」にて当時の建設大臣から賞をいただいているということでございます、こういった内容を考慮いたしまして、竣工当初の色彩に戻すことは問題ないというように考えております。

なお、今回の塗り直しの相談を受けまして、区としては、区内に点在するアート作品の取り扱いについて検討する、よいきっかけになったと考えております。区内のアート作品を少々調べてまいりましたので、映像のほうをお示しさせていただければと思います。

幾つかございますが、まずこれは錦糸町駅の北口鉄再開発の中で駅広がつくられましたが、そのときにつくられたオブジェとなります。結構大きなもので、1997年に作られています。

それから、2つ目は庁舎の1階です。区役所が竣工した当時につくられた真っ赤なオブジェでございまして、高さがあるものになっています。

これが3つ目で、ちょうど言問通りのわきにあります。総武線が走っておりまして、近くにスカイツリーがあります。

東京芸術大学と墨田区と台東区の3つの頭文字でG T Sという事業が当時ありまして、その中でつくったオブジェが言問通り沿いの小梅児童遊園に設置されています。白っぽい色なので、さほど気にはならないものであると思います。

それからこれは墨田区とアサヒ様とUR都市再生機構のすぐ近くでして、ふれあい広場の中にG T Sでつくったものです。木の唐傘のようなものの中に十二支の動物がいるような作品になっています。

以上、取り急ぎ大きなもので、区内に設置されている主なものを整理させていただきました。

今ご紹介したアート作品が全てではなく、もっと規模の小さいものが結構区内には点在していると思っております。

このような紹介させていただいたアート作品がメンテナンス等で塗り直しを計画する際、墨田区の景観計画の色彩基準に適合するように誘導するということは、著作物のコンセプトに踏み込むということになります。また、今後新規の芸術作品を区内に設置する際に景観の色彩基準にとらわれ過ぎてしまうと、誘致することもなかなか難しいということもございます。

現在の墨田区の景観計画では、こうしたアート作品、それから工作物も全て一くくりにしてしまっているものですから、今後これらのアート作品等の取り扱いについて、ぜひ検討していきたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、私のほうからの説明

は以上になります。

<加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、何かご意見、あるいはご質問がありましたら、お願いいたします。

<岸委員>

ご質問いたします。

今のご説明の中で、このアサヒビールさんのオブジェが墨田区の景観条例の事前協議の対象及び届出の対象にはないが、これだけの規模であり、アドバイスを受けたので、きょうはこの審議会の議題に上がったという、そういうことでよろしいですか。

<武井課長（都市計画課長）>

報告でございます。

今回の景観の条例、それから規則を見ていただくとわかりますが、色彩の変更ということに該当すれば届出の対象になりますが、今回はアート作品という特殊性もあり、また昔塗った当初の色に塗り直すという観点から、色彩の変更には当たらないということで、ただ作品としていろいろ大きいものでして、周りの方にもよく認知されているものですから、こういう計画がありますというご報告をさせていただきたいという趣旨で、今回報告事項に上げさせていただいたということでございます。

<加藤会長>

これはアートの作品、工作物として一くくりにしていたとしても、この届出対象の高さというのは、たしか15m以上と決まっています。先ほどのご報告のものをみると、15m以上のものが届出になっているので、これは高さは13.85mということですか。

＜武井課長（都市計画課長）＞

地上部からの高さが15m以上の工作物で、色彩の変更になるものというのが届出の対象ということになっていまして、今回、今、会長のおっしゃられた高さということですので、地上面からの高さになりますので、高さ的には該当しています。

＜加藤会長＞

該当する、届出の対象にはなるのですね。

＜武井課長（都市計画課長）＞

届出対象の規模になるということです。

＜加藤会長＞

けれども、色の塗りかえ、あせた色を塗りかえるということなので、色彩の変更には当たらないということで、届出対象ではない。

＜武井課長（都市計画課長）＞

塗り直しということになっているので、色彩の変更には該当しないというのが区の判断になってございます。

＜加藤会長＞

では、もう一つ色彩の基準の件ですが、これは塗り直した色彩は、この景観計画の色彩の基準からすると、逸脱しているのですね。

＜武井課長（都市計画課長）＞

先ほど申し上げたこの地区でございますが、特定区域の水と緑の景観軸、隅田川・荒川軸というところで、色彩基準が定められているところです。その定められた色彩基準の基準内にはおさまっていないものになります。

それは、今回の色彩の近似値をあらわさせていただきましたいましたが、その近似値が色彩基準から離れているということになります。

＜加藤会長＞

景観計画のこのエリアについての説明は、これで言うとは何ページですか。

＜武井課長（都市計画課長）＞

図書で、74ページですか、そこに今回のその基準が定められております。

今ここに、下のほうに色見本が出ていますけれども、上段に野線で引かれている表がございます。

今回の外観の色彩につきましては、1ページのほうに、2.5Y7.5/11という近似値を塗り直しの色としてマンセル表記していますが、これがこの景観計画の表で言う基本色の、色合いのところでは5.0YRの5Yの中に入っていて、さらに明度が7.5ということになりますから、明度は4以上8.5未満の場合に該当して、彩度が4以下にしないと、色彩基準上合わないということになります。今回は彩度が11ですので、ここの景観計画上の色彩基準には準じていないという読み方になります。

＜加藤会長＞

彩度が合わない。

＜武井課長（都市計画課長）＞

はい。

＜加藤会長＞

色相は大丈夫ですか。

＜武井課長（都市計画課長）＞

5YR、イエローレッドから5のイエローまでの間の中に2.5Y、イエローが入るので。

＜加藤会長＞

ということだそうです。

いかがでしょうか、ご意見いかがでしょうか。

＜田中委員＞

私は素人で詳しくないですが、色の3要素で反射はどういった影響があるとされているのでしょうか。

塗料によっては、かなり反射が強いものもありますし、朝とか夜とか、ライトアップで染まった、そういった自然のあれはありますからね。

<武井課長（都市計画課長）>

今回のマンセルの考え方ですけれども、この72ページのところにマンセル色相環が示されていますが、この中で色の色彩基準というのを定めております。

その中では、今おっしゃられている反射についての尺度が持っていないので、この景観計画の中では、今定めがないところになっています。

ただ、ご指摘のように、余り反射するようなものだと、確かに目がちかちかしたりすると思いますので、そこは少し意識はしたほうがいいのかななどということは、私個人的に思いますけれども。

<加藤会長>

ほかはいかがでしょうか。

<岡本委員>

28年ぐらいたっているのですか。最初からこんな感じで、子どもたちがゴジラのうんこだなんて言って、そんなことで何か定着して、日本人の考え方だと、日本の設計屋さんだったら、こんなのは出ないと思うのですが、何かすごいのできたねなんて、真っ黒で金がこんなになってというのは、私らも見えていて、すごいなど。

でも、それが30年近くたつと定着してきたみたいで、だから同じ色でいいのではないですかね、そんな感じがしますね。日本的じゃないですよ。

<武井課長（都市計画課長）>

そう言ってくださると。

<岡本委員>

何かフランスの何とかといたら。

<武井課長（都市計画課長）>

アサヒさんといろいろお話ししていたら、この色彩や景観についてのアンケートみたいなものもあるようなのですが、90何%の人が普通からよいまでを占めているそうです。

<岡本委員>

もう溶け込んだみたいですね。最初は異様な感じがしていましたけれど。

<渡辺部長（都市計画部長）>

実は、私が区役所に入ったのが62年なのですが、その時にこの庁舎を建設する担当でした。ここはアサヒビールの吾妻橋工場跡地で、アサヒと区役所と当時の住宅・都市整備公団、今のURの3者の共同開発でやっている中で、アサヒの計画で奇抜的な、古いビアホールがあったわけですが、それを建てかえたときに、黒の石張りの上に、フィリップ・スタルクさんの燃える心の炎、燃える心をあらわしているというような説明でしたけれども、そういったものが出たときには、我々も区の担当者としても、びっくりしました。

世間一般に建ち上がって、計画された段階でも、公表された段階でもいろいろ物議はあったようだけれども、いろいろな意見はあったようですが、でき上がったら東武の電車に乗っている方々から見えるので、いろいろありましたけれども、今、岡本委員がおっしゃるように、時とともにそういう異論や否定的な話がなくなって、もうすっかり定着している。

特に5年前にスカイツリーが開業しまし

た。建設段階から、多くの方が浅草橋から吾妻橋を渡って来る中でも、アサヒビールのピアホールというような形で、ああいうデザインというのは、定着していたように私は解釈しています。

そして、先ほどの武井課長の話にもありましたけれども、実は区議会でそういった陳情が出ましたが、結果的には全会一致で、これについては不採択という結果になってございます。

ただ、先ほど武井課長の説明の中に、アサヒビールのあの今のオブジェは平成元年に竣工して現在に至っておりますので、今の景観計画、あるいは景観条例制定前の色調ですね。

ところが、今の景観計画に照らし合わせると、それが基準値を出ているということなので、今後そういった他のアート作品、問題提起をさせていただきましたけれども、そういったものが区内で設置をしようとしたときに、今の景観計画に合っていないので、その扱いをどうするかという、一般の建物ということではなくて、そういうデザイン性にすぐれたアート作品としてどう扱うかというのは、これは我々行政が今後、少し考えていかなければならないものだと認識しております。

<加藤会長>

ありがとうございました。

こういうアート作品について、どう扱うかについて、今後検討していただけるということですね。

私も若かりしころ、いろいろと話題になった作品ですけれども、ちょっと2点伺いたいのですが、1つは都市景観100選に選ばれたみたいな話がありましたけれども、こ

れはどういうものですか。東京都のもの、それとも区のものですか。

それから、この100選というのは、エリアでピックアップされたのか、それとも建物としてピックアップされたのか、その辺のところを伺いたいということ。

それから、もう一つは、議会のほうで不採択となったということですが、オブジェを撤去してほしいという陳情があったというのは、どこから上がってきた陳情なのか、それはちょっと興味があるので教えていただけると。

<武井課長（都市計画課長）>

まず、都市景観100選につきましては、国土交通省のほうで、平成3年から12年までの10年間に、この都市景観大賞、都市景観100選というのを実施してございます。

その中で平成8年度に、全部で10地区ある中の一つとして、リバーピア吾妻橋周辺地区として受賞したということになってございます。

それから、陳情の件名としましては、公序良俗に反し、古きよき下町の景観を損ねるオブジェの撤去等に関する陳情ということで、埼玉の方からいただきまして。

<加藤会長>

地元の方ではなく。

<武井課長（都市計画課長）>

違います。

<加藤会長>

わかりました。

では、都市計画100選は、エリア全体で評価されたということですね。

<武井課長（都市計画課長）>

そうなります。

<加藤会長>

いかがでしょうか、何かほかにご意見ございませんでしょうか。

岸委員、お願いします。

＜岸委員＞

先ほど部長からご説明、お話があったように、今のお話からすると、基準を悪く言うとしり抜けてしまうようなものが今後可能性としてあるわけですね。

現状と同じ色の塗りかえですといった場合は、この景観の条例にかかってこなくなるという趣旨ですよね。

今回は、たまたまこういう形で報告ということで上がってきたけれども、それは必ずしもそういうことはないことがあるわけです。

それから、今盛んにオブジェや、芸術作品のことをおっしゃいますが、工作物との境を誰がどうやって、どういうふうに決めるかと。

それで、この理由書はアサヒビールから書いていただいたものですか。

＜武井課長（都市計画課長）＞

そうなります。

＜岸委員＞

これを見ると、全部ほとんど工作物と、こう書いてあります。

一般の方があれだけ特別扱いなのかという意識を持たれないような理由づけ、これは悪く言うと逃げ道になってしまいましたが、それをきちんとうたったほうがいいと思います。それにはまず、これは該当しないものだ、ただこういう形の報告として上がってきているんだということ、それからこれは一般の工作物と少し性格が違うんだというようなことをもう少し明確にうたってあったほうがいいと思います。

それが一つと、今後に向けて、ルールづくりを今のアートと工作物ですとか、あるいは既存の塗りかえならいいのかどうかという、その2点のルールを厳密に定めたほうがいいのではないかと思います。

＜武井課長（都市計画課長）＞

ご意見ありがとうございます。

確かに、今ご指摘いただいたとおり、オブジェと工作物との違いはどこにあるのかと、区の中でも実は議論がありました。

これについては、なかなか明解に基準を定めるのは、難しいのではないかと思います。今回いただいたのをきっかけに、考え方を私どものほうでまとめて、次回の審議会のときに、大きなその道筋というのは、考えてまいりたいと思っています。

＜岸委員＞

一番心配なのは、例えば屋上広告物と芸術作品をこれは芸術作品だと言われてしまうと、何にも言えなくなってしまう可能性もあるのですよね。

ですから、その辺でどうやって線を引くのかということは、きちんと考えたほうがいいと思います。

＜武井課長（都市計画課長）＞

確かにご指摘のとおり、広告物を新たにつくったときに、派手な絵を描かれても、それが本当にいいのかという話は真剣に考えていかないとならないと思います。

それで、今景観の計画が立てられて、景観計画が定められてからのものだったり、それ以前のものという整理もあるかと思いますので、その辺も多角的に考え方をまとめさせていただきたいと思っています。

＜加藤会長＞

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか、何かございますか。

お願いいたします。

<笠井委員>

これは基本的にアートだからとか、工作物だということでの問題ではないと思います。

基本的に、もとの色に塗りかえるということならば問題ないわけですね。ところが、これが既存不適格といいますか、建物が竣工した後に、景観のこの条例ができて縛りができたということですね。

本来、条例の後に竣工するのであれば、条例に見合った色の中でやらざるを得ないですが、それがもしアートならば許されるのか、それとも看板ならばだめなのかというところを整理しようとおっしゃっていますが、そうではなくて、今回は既存のもとの色に戻すということで、さらに皆様も地域の方からも認識されているということで、私はこの理由書で全然いいと思っています。

だから、今後既存不適格になっているものは、すでにできている広告物を全く同じ色に塗りかえるのはいいのか、また勧告するのか、アートと看板というのとは、その辺と少し違うと思います。

だから、今後新規にアートの作品だから、この色彩は逸脱してもいいのかとかというところとは、少し違うと思いますが、その辺どうでしょうか。

<武井課長（都市計画課長）>

今回、いろいろと議論はしましたがそれでも、基本的には冒頭申し上げた色彩の変更に該当しないということなので、そもそも届出も要らないし、既存不適格という今話が出ましたが、そういう考え方が成

り立つというのが基本あると思っています。

ただ、しかしながら、それを全て既存不適格は塗り直しがいいとか、そういう話にするのがいいのかというのも実は議論していきまして、その中でもアート性が高いということがまた指標の一つでもあるのではないかと。

例えば、外壁を塗りかえるときに、もとの色に塗りかえるということがそれ自体もいいことにしてしまうのかということに少し議論がありまして、そこはアート、もしくは外壁という、そういったものを屋外看板もありますけれども、それぞれの視点でどうあるべきかを考えた上で、整理するのが一番いいのではないかなというのが今事務局のほうの考えではございます。

<加藤会長>

よろしいですか。

<村山委員>

今回は、結果的にこの炎のオブジェをもとの色に戻すことは僕は賛成なので、特に問題はないと思いますが、ただそれが工事が始まる前に、この審議会に上がってこなかった理由がもとの色に戻すからということですね。本当にそれがよかったのかというのが一般論としてあるかなと思います。

例えば、古いマンションで、かなり鮮やかな色が塗ってあったと、これからまた同じ色に戻したいというときに、実はそれを機会に、もう少し周りの景観に調和した色に塗り直してもらったほうがむしろいい場合があると思います。

だから、同じ色に戻すことをノーチェックでパスしちゃう仕組み自体に少し問題があるのかなというふうに思います。ですから、その辺はご検討いただきたいなと思い

ます。

あえてこのようなプロジェクトで、景観形成基準から外れたような色や形をあえて提案する場合もあって、それは議論の上で、それがいいのか、悪いのかということを議論して、よければやっていこうとやるべきだと思いますし、今回の件がもしそうなったとしても、オブジェの芸術性ということがあるので、このままでよろしいというふうになったかと思うのですが、仕組みとして今日の案件が出てきてしまったのかなというふうに思いました。

<武井課長（都市計画課長）>

ご指摘のとおりかと思います。

今回の件、今もう足場もかかって、12月の竣工ということで、工期も残り少ないこのタイミングでご報告するというところになったということは、非常に申しわけないというふうに感じてございます。

これから事務局としましては、こうした景観計画ですとか景観条例を、もっともっと事業者もそうですし、区民の方にもわかってもらう必要があるというふうに考えています。

先日、数カ月前についても、墨田区の事務所協会のほうに、景観計画でこういうのをやっているんですというPRもさせていただいたのですあ、まだまだ不十分なところがあるかと思しますので、もっとPRして、墨田の景観がよくなるように、取り組んでいければなというふうに考えています。

<村山委員>

さっき言い忘れたのですが、オブジェ単体で見るとはなくて、作品としては、下の黒い台もこれは建築物なのか、工作物

かという議論は結構難しくて、一体としての作品だというふうに、これは認識していいかなというふうに思いました。

<武井課長（都市計画課長）>

ありがとうございます。

<加藤会長>

ほかいかがでしょうか。

ちょっといろいろ今回の件で、整理しなくてはいけないことがどうもありそうです。

アートの作品か工作物、それをどういうふうに仕分けるかという話と、それから届出に該当しないという新たに塗りがえというのも、本来ならば色彩の変更とどう違うのかというのは、ちょっと実は塗りがえなので、わかることはわかるのですが、それが基準を逸脱したものであればどうなのかという話も、どうしても出てきます。

むしろ塗りがえのときに、奇抜な色を何とかコントロールしたいという気持ちも、景観計画の中の役目としてはあるわけですので、その辺を整理したいという話ですね。

特に既存不適格と言ったら変ですけども、基準から逸脱したものについてどう考えていくかと。

私は、この委員でいましたときに、1回景観基準から逸脱したものの検討があった記憶がありまして。

それは、何という橋でしたか。

<田口係長（景観まちづくり担当係長）>

もみじ橋の案件だったかと。

<加藤会長>

その例えば色がもみじ橋の欄干の色とあえてそろえて、比較的いい感じになっていました。

ところが、基準に照らすと外れているということで、どうしようということに

なって、現地をみんなで見に行つて判断した記憶があるのですけれども、それは逸脱していても、周辺の環境から見るといいのではないかということで、勧告をしなかったという気がします。

ですから、墨田区のこの景観基準に関するこのルールでは、先ほど報告事項にあったように、景観基準になって、入っているけれども、こうしたほうがいいという話はあって、一方では逸脱しているけれども、周辺と合わせるといいのではないかという話もあったということなので、非常に柔軟にやっていくような仕組みというのをきちんと考えていけるといいのかなというふうにちょっと思います。

柔軟過ぎてしまってもまずいのですが、ちょっとその辺の仕組みをしっかりと考えていただけるといいのかなということを今回の案件で、報告事項で感じたところでございますので、今後の仕組みづくりにぜひ生かしていただきたいというふうに思いました。

それでは、今回の件でございますが、この作品の取り扱いについては、今後の取り組み方針について、またご報告いただくということで、報告事項ということですので、塗りかえはこのままということで、決定ということで、審議ではございませんけれども、よろしいということよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

<加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、後ほどまた取り組み方針について、何か進展がございましたら、ご報告をぜひいただきたいというふうに思います。

では、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

次回の開催予定につきまして、何か事務局のほうでありましたらお願いいたします。

<武井課長（都市計画課長）>

次回の開催予定ですけれども、現在のところ特に予定はございません。

また、今日頂戴した貴重なご意見、事務局のほうで検討を進めまして、準備が整いましたら、また開催予定が決まりましたら、ご案内させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

<加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第16回墨田区景観審議会を閉会したいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。